

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成24年9月6日(2012.9.6)

【公表番号】特表2008-533257(P2008-533257A)

【公表日】平成20年8月21日(2008.8.21)

【年通号数】公開・登録公報2008-033

【出願番号】特願2008-501252(P2008-501252)

【国際特許分類】

C 08 L 71/02 (2006.01)

C 09 D 17/00 (2006.01)

C 08 L 61/00 (2006.01)

C 08 J 3/20 (2006.01)

【F I】

C 08 L 71/02

C 09 D 17/00

C 08 L 61/00

C 08 J 3/20 C E R Z

C 08 J 3/20 C E Z

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年7月17日(2012.7.17)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

本質的に

A) 少なくとも1つのブロックコポリマーの酸化スチレン含有ポリアルキレンオキシド95～5質量%と、

B) ケトン-アルデヒド樹脂5～95質量%と

C) 少なくとも1つの溶剤0～80質量%と、但し、この場合成分A)～C)の質量の記載の総和は、100質量%であるものとし、を含有する、水性顔料調製物用の分散剤組成物。

【請求項2】

ブロックコポリマーの酸化スチレン含有ポリアルキレンオキシドA)が一般式I

$R^1O(SO)_a EO)_b (PO)_c (BO)_d R^2$

[式中、R¹は、8～13個の炭素原子を有する直鎖状または分枝鎖状または脂環式基を表わし、

R²は、水素、アクリル基、それぞれ1～8個のC原子を有するアルキル基またはカルボン酸基を表わし、

SOは、酸化スチレンを表わし、

EOは、酸化エチレンを表わし、

POは、酸化プロピレンを表わし、

BOは、酸化ブチレンを表わし、および

aは、1～1.9を表わし、

bは、3～50を表わし、

cは、0～3を表わし、

d は、0 ~ 3 を表わし、

この場合、a、c または d は、0 ではなく、b は、 $a + \underline{c} + d$ 以上である] を有する、請求項 1 記載の分散剤組成物。

【請求項 3】

ケトン - アルデヒド樹脂 B) が

I . 1 ~ 8 個の炭素原子を有する 1 個以上のアルキル基を有する少なくとも 1 つのアルキル置換されたシクロヘキサンを全ての使用されたケトンに対して 40 ~ 100 モル%、II . 少なくとも 1 つの脂肪族アルデヒドを全ての使用されたケトン 1 モルに対して 0 . 8 ~ 2 . 0 モルおよび

III . 脂肪族炭化水素基、脂環式炭化水素基、芳香族炭化水素基を有する他のケトンを全ての使用されるケトンに対して 0 ~ 60 モル% 含有し、

この場合当該の他のケトンは、同一かまたは異なり、再度、炭化水素鎖中の記載された炭化水素基で置換されていてよく、ならびに場合によってはフェノールおよび / または尿素またはその誘導体を含有する、請求項 1 または 2 記載の分散剤組成物。

【請求項 4】

ブロックコポリマーの酸化スチレン含有ポリアルキレンオキシド A) とケトン - アルデヒド樹脂 B) との混合比(質量比)は、95 : 5 ~ 5 : 95 である、請求項 1 から 3 までのいずれか 1 項に記載の分散剤組成物。

【請求項 5】

溶剤 C) として水が含有されている、請求項 1 から 4 までのいずれか 1 項に記載の分散剤組成物。

【請求項 6】

溶剤 C) として有機溶剤が含有されている、請求項 1 から 5 までのいずれか 1 項に記載の分散剤組成物。

【請求項 7】

溶剤 C) として、少なくとも 1 つのアルコール、エステル、ケトン、エーテル、グリコールエーテル、芳香族炭化水素、ヒドロ芳香族炭化水素、ハロゲン化炭化水素、テルペン炭化水素、脂肪族炭化水素、エステルアルコール、ジメチルホルムアミドまたはジメチルスルホキシドが単独でかまたは混合物で含有されている、請求項 1 から 6 までのいずれか 1 項に記載の分散剤組成物。

【請求項 8】

本質的に

A) 少なくとも 1 つのブロックコポリマーの酸化スチレン含有ポリアルキレンオキシド 95 ~ 5 質量 % と、

B) ケトン - アルデヒド樹脂 5 ~ 95 質量 % と

C) 少なくとも 1 つの溶剤 0 ~ 80 質量 % と、但し、この場合成分 A) ~ C) の質量の記載の総和は、100 質量 % であるものとし、を含有する、水性顔料調製物用の分散剤組成物を製造する方法において、化合物 A) 、B) および C) を 20 ~ 100 の温度で攪拌釜中で混合することを特徴とする、前記分散剤組成物の製造法。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

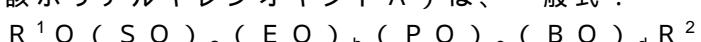
【訂正対象項目名】0014

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0014】

本発明において有利に使用される、ブロックコポリマーの酸化スチレン含有ポリアルキレンオキシド A) は、例えば欧洲特許第 1078946 号明細書中に記載されている。当該ポリアルキレンオキシド A) は、一般式：



[式中、R¹は、8 ~ 13 個の炭素原子を有する直鎖状または分枝鎖状または脂環式基を

表わし、

R²は、水素、アクリル基、それぞれ1～8個のC原子を有するアルキル基またはカルボン酸基を表わし、

SOは、酸化スチレンを表わし、

EOは、酸化エチレンを表わし、

POは、酸化プロピレンを表わし、

BOは、酸化ブチレンを表わし、および

aは、1～1.9を表わし、

bは、3～50を表わし、

cは、0～3を表わし、

dは、0～3を表わし、

この場合、a、cまたはdは、0ではなく、bは、a + c + d以上である]を有する。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0024

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0024】

また、本発明の対象は、本質的に

A)少なくとも1つのブロックコポリマーの酸化スチレン含有ポリアルキレンオキシド95～5質量%と、

B)ケトン-アルデヒド樹脂5～95質量%と

C)少なくとも1つの溶剤0～80質量%と、但し、この場合成分A)～C)の質量の記載の総和は、100質量%であるものとし、を含有する組成物を、

化合物A)、B)およびC)を20～100の温度で攪拌釜中で混合することにより、製造する方法である。